

連絡先	1から2……総務部危機対策局危機対策課消防グループ(内線22-555)
	3から4……保健福祉部施設運営指導課事業指導グループ(内線25-208)
	5……建設部住宅局建築指導課建築安全推進ループ(内線29-456)

資料 1
<速報>

認知症高齢者グループホームの防火安全対策に係る緊急調査結果

本年3月13日未明に発生した札幌市内の認知症高齢者グループホームの火災を受け、関係部局において行った、防火安全対策に係る緊急調査の結果(概要)は次のとおりです。

(平成22年4月19日現在)

＜調査対象＞
 道内の全ての認知症高齢者グループホーム 801事業所

総務部危機対策局危機対策課
 保健福祉部施設運営指導課
 建設部住宅局建築指導課

1 消防用設備関係

調査対象設備	①スプリンクラー					②火災報知設備			③火災通報装置			④消火器具		⑤左記以外の消防法令違反(軽微なものを含む) 25
	275㎡未満		275㎡以上			あり	なし		あり	なし		あり	なし	
	あり	なし	あり	経過措置中	違反		経過措置中	違反(300㎡以上)		経過措置中	違反(500㎡以上)			
件数(件)	2	93	350	356	0	721	77	3	594	203	4	801	0	
(%)	2.1%	97.9%	49.6%	50.4%	0.0%	90.0%	9.6%	0.4%	74.2%	25.3%	0.5%	100.0%	0.0%	

※1) 801事業所(275㎡未満95、275㎡以上706) ※2) 上記①～③はH24/3/31までの経過措置あり

2 防火管理関係

調査対象設備	⑥防火管理者			⑦消防計画			⑧消防訓練			⑨防災規制		⑩設備点検報告		⑪左記以外の消防法令違反 91
	選任	未選任(違反)	義務無	届出	未届(違反)	義務無	実施	未実施(違反)	義務無	使用	未使用(違反)	報告	未報告(違反)	
件数(件)	784	13	4	772	25	4	733	64	4	672	129	672	40	
(%)	97.9%	1.6%	0.5%	96.4%	3.1%	0.5%	91.5%	8.0%	0.5%	83.9%	16.1%	83.9%	5.0%	

◎消防法令違反の処理状況

違反総件数 (上記①～⑪の違反)	処理状況		
	行政指導	警告	命令
394件	385	6	3
	97.7%	1.5%	0.8%

※801事業所のうち何らかの消防法令違反があった施設数は248事業所(31.0%)

3 職員の夜間勤務体制

	1人夜勤	2人夜勤	3人以上夜勤	事業所合計
1ユニット	216 (96%)	10 (4%)	—	226 (100%)
2ユニット	33 (6%)	481 (92%)	11 (2%)	525 (100%)
3ユニット以上	—	3 (6%)	47 (94%)	50 (100%)

※ 夜間の従業者の基準:夜間・深夜の時間帯を通じて、1ユニットごとに1人以上。ただし、2ユニットまでは1人の配置で可。

4 運営推進会議の開催状況(平成21年の状況)

未開催(年)	1回～4回(年)	5回～(年)	事業所合計
41 (5%)	298 (37%)	462 (58%)	801 (100%)

※ 開催回数の基準:概ね2か月に1回以上

5 建築基準法令への適合状況

区分	建築確認等手続違反				左のうち立入点検実施施設数	立入点検実施施設のうち建築基準法令(防火避難規定)不適合施設				備考
	施設数	建築確認	完了検査	用途変更		施設数	不適合事項			
		(件)	(件)	(件)			非常用照明	準耐火間仕切壁(件)	その他(件)	
北海道	19	7	11	10	19	12	7	10	7	
特定行政庁	65	9	35	47	30	20	18	19	1	未点検35施設は札幌市分で現在調査中
計	84	16	46	57	49	32	25	29	8	

※ 1施設について複数の手続違反や不適合事項があるため、それぞれの合計は施設数に一致しない。
 ※ 特定行政庁:建築主事を置く市で建築基準法の業務をほぼすべて行うことができる(札幌市ほか9市)。

認知症高齢者グループホームに係る 防火安全対策に関する緊急要望書

北 海 道

社会福祉施設等における防火安全対策につきましては、平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災を契機として、消防法施行令が改正され、認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の強化が図られていたところではありますが、本年3月13日に札幌市で発生した認知症高齢者グループホームの痛ましい火災事故により、7人もの尊い命が失われたことは、極めて遺憾なことであります。

北海道としては、このような事故が再び起こらないよう、庁内関係部局による連絡会議を設置するとともに、道内の様々な関係機関・団体で構成する連絡協議会から意見をうかがい、防火安全対策について協議・検討しておりますが、このたび、認知症の高齢者が入居する施設の特性を考慮し、認知症高齢者グループホームに入居されている方々やそのご家族が安心して利用していただけるよう、緊急を要する防火安全対策に対する必要な財政措置などについて以下のとおり要望いたします。

平成22年4月

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

北海道知事 高 橋 はるみ

総合的な防火安全体制確保への支援

- 火災発生を予防する観点から、火災のおそれが少ない安全な暖房設備に対する助成制度を創設していただきたい。
- 万一、火災が発生した場合の安全確保のため、延べ床面積275㎡未満のグループホームへのスプリンクラー整備、自動火災報知設備、火災通報装置などの消防用設備、避難口や防火扉設置などの施設改修などを助成の対象としていただきたい。

【要望の理由・背景】

- まずは火災の発生を予防することが重要であり、そのためには、火災のおそれが少ない暖房設備にすることが効果的であると考えられます。
- 認知症グループホームを利用されている方々の特性を考慮すると、万一、火災が発生した場合に備えたスプリンクラー整備支援の充実のみならず、自動火災報知設備、避難口や防火扉などの施設改修など総合的な対応を行う必要があります。

地域連携への支援

- グループホームが町内会などの地域住民、老人クラブ、消防団など地域と積極的に関わり、連携を強化するため、地域包括支援センターを核とした「地域ネットワークづくり」などに対する支援策を講じていただきたい。

【要望の理由・背景】

- 平素から地域との連携体制を構築し、万一の場合、近隣住民と協力した支援を行うことが必要です。

【道の対応】

- グループホームが地域住民と連携する「運営推進会議」の積極的な活用方策や地域包括支援センターなどを活用した地域連携体制のあり方などについて検討します。
- グループホームの外部評価結果の活用方法について検討します。

夜間人員体制の強化等

■夜間・深夜における非常時の対応、適切なケアの確保や職員の不安軽減などを図るため、職員配置基準の見直しと介護報酬における加算の取扱いを見直していただきたい。また、介護保険制度全体の見直しの中で、保険料や自己負担の軽減が図れる仕組みについて検討していただきたい。

【要望の理由・背景】

- 夜間・深夜は1人の配置で支障はないこととされているが、認知症高齢者の利用施設という特性を踏まえると、状況に応じ、手厚い配置が必要であると考えます。
- 自己負担や保険料について無理のない範囲の負担とする必要があります。